

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

01.代理人による機体認証の新規申請方法

目次

01.はじめに（代理人による機体認証の新規申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-3
03.代理人による機体認証の新規申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-4
04.代理人による機体認証の新規申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-6
06.Step2：パスワード入力（代理申請）画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-9
07.Step3：パスワードを入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-10
08.Step4：申請内容を選択する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-11
09.Step5：申請前チェックを実施する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-12
10.Step6：申請者情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-15
11.Step7：機体認証情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-18
12.Step8：その他情報を入力する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-21
13.Step9：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-22
14.Step10：到達確認をする（依頼人による操作）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.01-24

01.はじめに（代理人による機体認証の新規申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、更新申請、抹消申請、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼、代理人へ機体認証の新規申請以外の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.代理人による機体認証の新規申請に必要なもの

代理人による機体認証の新規申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
連絡先情報	- 氏名 - 電話番号 - メールアドレス - 本人の住所
申請する機体の情報	- 型式名 - 設計者氏名又は名称 - 設計者住所または主たる事務所の所在地 - 製造者住所または主たる事務所の所在地 - 検査に使用する書類のファイル
手数料の情報	- 手数料額 - 手数料関連書類
その他	- 依頼元のログインIDおよび氏名 - 代理人設定用パスワード - 委任状

04.代理人による機体認証の新規申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで代理人による新規申請を実施しましょう。

代理人による機体認証の新規申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : パスワード入力（代理申請）画面に進む

メインメニューで「代理人が手続きする場合はこちら」の「機体認証 新規申請」のボタンを選択します。

Step3 : パスワードを入力する

機体の申請者のID,氏名, 代理人設定用パスワードを入力します。

Step4 : 申請内容を選択する

申請種別、区分を選択します。

Step5 : 申請前チェックを実施する

申請する機体認証の機体認証区分や機体の種類等の情報を入力します。

Step6 : 申請者情報を入力する

氏名や住所等の申請者の情報を入力します。

Step7 : 機体認証情報を入力する

申請する機体名や設計者等の情報を入力します。

Step8 : その他情報を入力する

手数料額等を入力します。

Step9 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

Step10 : 到達確認をする（依頼人による操作）

機体認証の新規申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

代理人による機体認証の新規申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※審査のため、依頼人様本人の本人確認書類の郵送が必要です。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0 トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

06.Step2 : パスワード入力（代理申請）画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請

新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

申請状況確認/取り下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証の確認

機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。

代理人への依頼/解除

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

代理人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請

代理人として設定された後に、新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、パスワード、本人確認書類、委任状、機体の情報が必要です。

申請状況確認/取り下げ/支払い

代理人として行った新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。

機体認証の確認

機体認証を取得済みの機体に関する情報を確認することができます。

機体認証メニューのページで、「代理人が手続きする場合はこちら」の「機体認証 新規申請」ボタンを押します。

※あらかじめ、依頼元で機体認証に関する代理人の設定がされていることを確認してください。代理人への依頼方法は、[代理人へ機体認証の新規申請を依頼する方法](#)をご覧ください。

また、依頼元が所有するDIPS2.0に登録されている機体に関する代理人設定も必要です。登録機体に関する代理人への依頼方法は、[代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）](#)をご覧ください。ご自身を代理人に設定する方法は、[手続きの依頼を受けた際に自分を代理人として設定する](#)をご覧ください。

代理人による申請には、以下の情報が必要です。

- ・ 依頼元のログインIDおよび氏名
- ・ 代理人設定用パスワード
- ・ 委任状
- ・ 機体の情報

07.Step3 : パスワードを入力する

パスワード入力(代理申請)

機体の申請者のログインID、氏名、パスワード入力し、「次へ」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ

氏名 ⓘ

パスワード ⓘ

.....

戻る

次へ

依頼元のログインIDおよび氏名、代理人設定用パスワードを入力します。

「次へ」ボタンを押します。

08.Step4：申請内容を選択する

申請内容選択

単体のみの申請か、複数機を一括で申請するかを選択してください。

また、申請する機体が型式認証済みの機体であるかを入力してください。

※複数機一括申請の場合は、型式認証済みかつ同一型式のみ申請が可能です。型式未認証機を含む一括申請はできません。

単体申請/複数機一括申請 ⓘ ☒ 単体申請 ☐ 複数機一括申請

型式認証済み区分 ⓘ ☐ 型式認証済みの機体 ☒ 型式未認証の機体

戻る

次へ

申請内容を選択します。

機体 1 機のみ“単体申請”か、“複数機一括申請”を選択します。

※複数機一括申請の場合は、型式認証済みかつ同一型式のみ申請が可能です。

型式認証取得済みの機体を申請するのか、型式認証未取得の機体を申請するかを選択します。

※単体申請かつ型式認証済の機体を選択した場合

「[Step5:申請前チェックを実施する①](#)」へ

単体申請かつ型式未認証の機体を選択した場合

「[Step5:申請前チェックを実施する②](#)」へ

複数機一括申請を選択した場合

「[Step5:申請前チェックを実施する③](#)」へ

09.Step5：申請前チェックを実施する

①単体申請かつ型式認証済の機体を選択した場合

申請前チェック

型式認証済み機体の型式認証番号の入力および申請対象の機体を選択してください。

機体認証区分 ☐ 第一種 ☐ 第二種

第一種型式認証番号 第 号

第二種型式認証番号 第 号

※型式認証済みの場合、無人航空機に型式認証番号の表示があります。

所有機体の選択

選択	型式名	登録記号	製造番号	製造者名	改造の有無
☐					

戻る次へ

機体認証区分および型式認証取得済み機体の型式認証番号を入力し、申請対象の機体にチェックを入れ、「次へ」ボタンを押します。

09.Step5：申請前チェックを実施する

②単体申請かつ型式認証未取得の機体を選択した場合

申請前チェック

申請する機体認証の情報を入力してください。

機体認証区分 ①

☒ 第一種機体認証 ☐ 第二種機体認証

機体の種類 ①

検査機関の選択 ①

-

希望する検査機関が見つからない場合 ①

国による検査を希望

「国による検査を希望」を選択される場合、登録検査機関よりも検査に時間を要します。
その点、ご了承の下に申請受付とさせていただきます。

※注意
機体認証の新規申請を行うには、機体認証の検査内容や日程について、上記で選択した検査機関または国土交通省航空局と事前調整の上で申請する必要があります。
事前調整がないまま申請しても申請を受理することができません。

☐ 検査機関または国土交通省航空局と事前調整済みである

戻る

次へ

申請する機体認証の区分、機体の種類を選択します。

申請する「機体認証区分」が、“第二種”の場合、受検を希望する検査機関を選択してください。

※希望する登録検査機関が見つからない場合、

「検査機関の選択」欄は、“-”を選択し、

「希望する検査機関が見つからない場合」欄は、“国による検査を希望”を選択してください。

検査について、登録検査機関または、国土交通省航空局と事前調整を行っていることを確認し、

「検査機関または国土交通省航空局と事前調整済みである」にチェックを入れてください。

申請する機体認証の情報を入力後、「次へ」を押してください。

③複数機一括申請を選択した場合

機体認証区分および型式認証取得済み機体の型式
認証書番号を入力し、申請対象の機体にチェック
を入れ、「次へ」ボタンを押します。

10.Step6：申請者情報を入力する（1/3）

申請者情報を確認します。

機体認証 申請画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
機体情報

STEP 03
その他情報

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

申請者情報を入力してください。

申請者の情報

申請者区分	個人
氏名	
フリガナ	
住所	
生年月日	

連絡先情報

氏名	
----	--

10.Step6 : 申請者情報を入力する (2/3)

連絡先情報

氏名 ①

フリガナ ①

住所 ①
国/地域 都道府県

部署名 ①

電話番号 ①
国/地域

メールアドレス ①

委任状

連絡先情報を入力します。

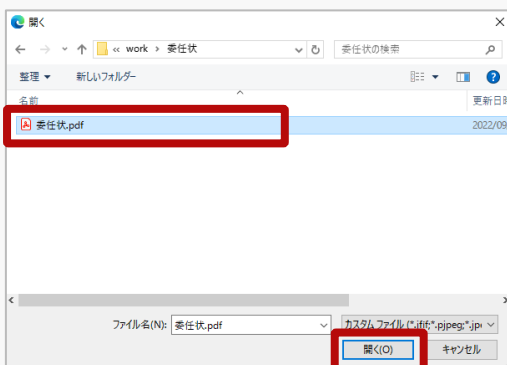
10.Step6 : 申請者情報を入力する (3/3)



委任状をアップロードします。

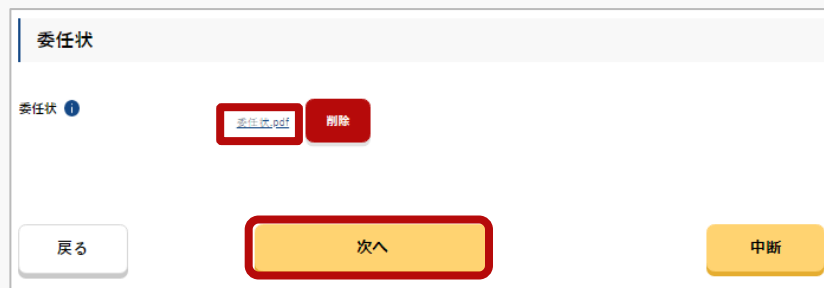
「選択」ボタンを押します。

委任状のファイルを選択して「開く」を押します。



委任状のファイル名が画面に表示されていることを確認します。

※別のファイルを選択し直す場合は、「削除」ボタンを押して、再度、ファイルを選択し直してください。



申請者情報を入力後、「次へ」を押します。

11.Step7：機体認証情報を入力する（1/3）

機体認証 申請画面

STEP 01 申請者情報 **STEP 02 機体情報** STEP 03 その他情報 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請完了

新たに申請する機体を以下のDRS登録機体のリストから選択してください。
DRS未登録の機体を申請する場合は未選択のまま次へを押下してください。

DRSに登録されている機体情報が存在しませんでした。

申請する機体の情報

選択	型式名	登録記号	製造番号	製造者名	改造の有無

戻る **次へ**

申請する機体の情報を入力します。

予めドローン登録システム（DRS）に登録されている機体がある場合、申請する機体の情報欄に表示されます。

予めDRSに登録されている機体を申請する場合、左側の選択チェックボックスにチェックを入れて、「次へ」ボタンを押します。

DRS未登録の機体を申請する場合は、未選択の状態で「次へ」ボタンを押します。

11.Step7：機体認証情報を入力する（2/3）

申請する機体の情報を入力します。
機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。

機体認証 申請画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
機体情報

STEP 03
その他情報

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

新たに申請する機体の情報を入力してください。

申請する機体の情報

機体認証区分

第一種機体認証

型式名

設計者氏名又は名称

設計者住所

国/地域

都道府県

登録記号

航空の用に供したか否か

☐ 航空の用に供していない

☐ 航空の用に供した

製造者氏名又は名称

製造者住所又は主たる事務所の所在地

国/地域

都道府県

製造番号

機体の種類

飛行機

11.Step7：機体認証情報を入力する（3/3）

型式認証等を受けた者
(自作機については設計及び製造者) による整備有無 ①

☐ 有 ☐ 無

型式認証等を受けた者
(自作機については設計及び製造者) による整備記録資料 ①

選択 ※選択されていません

使用目的 ①

飛行禁止空域の飛行 ①

☐ 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

☐ 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

☐ 地表又は水面から150m以上の高さの空域

☐ 人又は家屋の密集している地域の上空

飛行の方法 ①

☐ 夜間飛行

☐ 目視外飛行

☐ 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行

☐ 催し場所上空の飛行

☐ 危険物の輸送

☐ 物件投下

戻る

次へ

中断

添付資料の「選択」ボタンを押して、検査に使用する書類のファイルをアップロードしてください。

ファイルの拡張子はPDF、JPEG (JPG)、PNG、XLS、XLSX、DOC、DOCX、GIFのいずれかであって、最大20MBのファイルに限ります。

登録から1ヶ月以内で航空の用に供していない機体の申請については、型式認証の表示を写した写真を添付、（写真は鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたもので、当該画像の加工、偽造及びその他不正が加えられたものでないこと。）

無人航空機的设计者等において整備を行った場合は、その確認した旨を証する書類を添付してください。

入力が完了したら「次へ」ボタン押します。

12.Step8：その他情報を入力する



STEP 01 申請者情報

STEP 02 機体情報

STEP 03 その他情報

STEP 04 申請情報確認

STEP 05 申請完了

その他情報を入力してください。

検査方式の情報

検査機関の希望選択

希望する検査機関が見つからない場合

国による検査を希望

「国による検査を希望」の場合、混雑状況によりですが検査期間に時間を要する場合がございます。

備考

備考 ①

手数料の情報

手数料額 ①

99999

手数料関連書類 ①

選択 ※選択されていません

戻る 次へ 中断

その他情報を入力します。

検査方式の情報を確認します。

手数料額を入力します。

手数料関連書類を添付する場合、「選択」ボタンを押してファイルをアップロードしてください。

入力後、「次へ」を押してください。

「中断」ボタンを押すことで、申請を中断することができます。再開する場合、申請状況一覧画面から再開できます。

13.Step9：申請情報を確認する（1/2）

申請情報確認画面

STEP 01
申請者情報

STEP 02
機体情報

STEP 03
その他情報

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

区分

個人

氏名

フリガナ

住所

生年月日

本人確認区分

郵送

連絡先情報

氏名

戻る

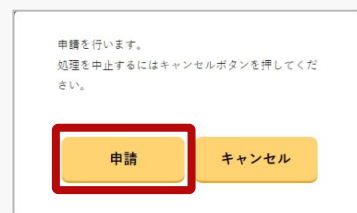
申請

申請者/連絡先/機体の情報/検査方式の情報/手数料の情報/備考を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「申請」ボタンを押してください。

13.Step9：申請情報を確認する（2/2）



登録した依頼人のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、完了画面に遷移します。

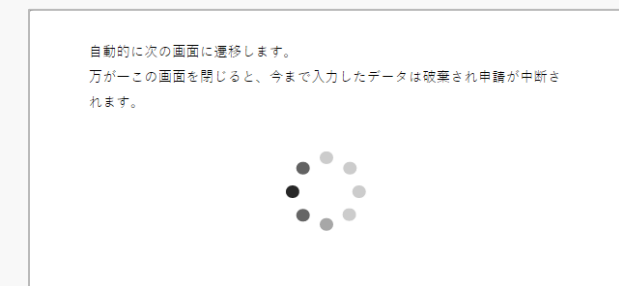
登録した依頼人のメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されます。

依頼人にてメールに記載されたURLをクリックされますと正式に申請が受け付けられ、審査が開始します。

注意事項！

到達確認（メールでの認証）が完了するまで申請の処理が保留になります。

依頼人様宛に、メールでの認証が必要である旨をお伝えください。



14.Step10：到達確認をする（依頼人による操作）

※Step10は依頼人による操作となります。

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは代理人による機体認証の各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

現在、ドローン情報基盤システムを通じて代理人への手続き依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、

このまま代理人による手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
代理人に認証が完了した旨の連絡をお願いします。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。
The e-mail address has been authenticated.
Notify the agent of the completion of authentication.

Close the screen with the x button of the browser.

依頼人は到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が依頼人本人であり申請手続きを進める場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

メールアドレス認証が完了すると申請完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

注意事項！

審査には依頼人様本人の本人確認書類が必要となります。

依頼人様宛に、本人確認書類の郵送が必要である旨をお伝えください。